

## 千代田区いじめ問題調査委員会の役割

千代田区いじめ防止等のための基本条例(平成27年7月1日条例第27号)

(調査委員会)

- 第16条 区長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、法第30条第2項の規定に基づき、区長の附属機関として、千代田区いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。
- 2 調査委員会は、学識経験を有する者又は法律、心理、医療等に関する専門的な知識を有する者で、学校健全育成サポートチーム等及び対策委員会の委員以外のものから、区長が任命する委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年(補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。)とし、再任を妨げない。ただし、次項の調査が継続している場合は、当該調査が終了するときまでとする。
- 4 調査委員会は、区長の求めに応じ、学校健全育成サポートチームからの調査の結果並びに対策委員会が行った学校健全育成サポートチームからの報告に係る審査の結果及び調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査を行う。
- 5 区立学校、教育委員会その他の関係者は、前項の規定により行う調査の適正かつ円滑な実施に協力しなければならない。

千代田区いじめ問題調査委員会規則(平成28年4月27日規則第24号)

(調査等)

- 第5条 調査委員会は、条例第16条第4項の規定に基づく調査(以下「再調査」という。)を行うときは、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 再調査の公平性・中立性・透明性を図る観点から、事実関係を可能な限り明確にし、速やかに調査すること。
- (2) 学校健全育成サポートチームの調査結果又は対策委員会が行った学校健全育成サポートチームからの報告に係る審査の結果を検証すること。
- (3) 必要により、教育委員会若しくは学校に資料等の提供を求め、又は児童若しくは生徒へのアンケート、保護者その他関係者へのヒアリング、現地調査等を実施すること。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めること。
- (5) 再調査の結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策を検討すること。
- 2 区長は、再調査の必要性を判断するにあたり、調査委員会の意見を聴取することができる。

(報告等)

- 第6条 調査委員会は、報告書等により再調査の結果を区長に報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとする。また、再調査の進捗状況等についても、適時かつ適切に区長に報告するものとする。

いじめ防止対策推進法(平成二十五年六月二十八日号外法律第七十一号)

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。